

# 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## ○船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月28日

条例第70号

改正 平成26年6月30日条例第34号

平成26年12月24日条例第53号

平成27年6月30日条例第38号

平成27年12月28日条例第61号

平成28年3月30日条例第42号

## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第20条）
- 第2章 助産施設（第21条—第24条）
- 第3章 母子生活支援施設（第25条—第33条）
- 第4章 保育所（第34条—第40条）
- 第5章 雑則（第41条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において、「児童福祉施設」とは、法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の例による。

##### （設備運営基準の目的）

第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

##### （設備運営基準の向上）

第4条 市長は、船橋市社会福祉審議会条例（平成14年船橋市条例第56号）第1条に規定する船橋市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

##### （設備運営基準と児童福祉施設）

第5条 児童福祉施設は、設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

##### （児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害に備えた設備等及び避難等の訓練)

第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 3 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として、家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（平26条例34・一部改正）

（児童福祉施設内部の規程）

第17条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項

# 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## (2) その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 保育所の運営に関する重要事項

(平26条例34・一部改正)

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(平26条例34・一部改正)

## 第2章 助産施設

(種類)

第21条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）の病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第22条 助産施設において、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させてなお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第23条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第24条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

### 第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

(2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。

(3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。

(4) 乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を入所させる母子生活支援施設について、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

(5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第26条 母子生活支援施設は、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合にあつては、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。

4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合にあつては、個別対応職員を置かなければならない。

5 母子支援員の人数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。

6 少年を指導する職員の人数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの

(2) 社会福祉士の資格を有する者

## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
  - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
  - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
  - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（平27条例61・一部改正）

（生活支援）

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第30条 母子生活支援施設の長は、前条に規定する目的を達成するため、入所中の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第31条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第32条 第25条第4号の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第36条第2項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の人数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

# 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(平26条例53・一部改正)

## 第4章 保育所

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室、遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室及び遊戯室の面積を合算した面積は前号に規定する幼児1人につき3.0平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室及び遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける保育所にあつては、規則で定める基準に該当すること。

(保育所の設備の基準の特例)

第35条 第15条第1項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす保育所は、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(職員)

第36条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の人数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(平26条例34・一部改正)

(保育時間)

第37条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従って行う。

(保護者との連絡)

## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第39条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第40条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(平26条例34・全改)

### 第5章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

(平26条例34・旧第42条繰上)

### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成23年6月17日において現に存する母子生活支援施設（同日以後に増築され、又は改築されたものを除く。）に係る設備の基準については、第25条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。

(2) 母子室は、1世帯につき1室以上とすること。

(3) 母子室の面積は、おおむね1人につき3.3平方メートル以上であること。

第3条 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長である者（平成23年9月1日以後に母子生活支援施設の長となった者を除く。）について、第27条第1項の規定は、適用しない。

第4条 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。

(平26条例34・平27条例38・一部改正)

第5条 この条例の施行の際現に存する保育所に係る設備の基準については、第34条第2号及び第5号の規定にかかわらず、省令第32条第2号、第3号及び第6号の規定によることができる。

(保育所の設備の面積に係る基準の特例)

第6条 保育所における乳幼児の受入れの体制その他の事情を考慮して市長が適当と認めるときは、保育所の設備の面積に係る基準（屋外遊戯場の面積に係る基準を除く。）は、当分の間、第34条第2号及び第5号の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。ただし、同条第2号及び第5号の規定を適用した場合に、法第39条第1項に規定する利用定員の数に満たない保育所にあつては、適用しない。

(1) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること。

2 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町



## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、保育の提供への需要その他の状況を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定について必要な措置を講ずるものとする。

(平26条例34・全改)

(保育所の職員配置に係る特例)

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第36条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

(平28条例42・追加)

第8条 前条の事情に鑑み、当分の間、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

(平28条例42・追加)

第9条 附則第7条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

(平28条例42・追加)

第10条 前2条の規定を適用するときは、保育士（附則第4条又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

(平28条例42・追加)

附 則（平成26年6月30日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次、第16条第3項、第17条、第20条第2項、第36条第2項及び第40条の改正規定、第41条を削る改正規定、第5章中第42条を第41条とする改正規定並びに附則第7条を削る改正規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第6条第1項の規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日以後に保育を提供する保育所について適用し、同日前に保育を実施する保育所については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月24日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月30日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第61号）

## 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第42号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。